

令和7年度 横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者募集要項

1 事業の趣旨・目的

(1) 子育ての負担感・不安感の軽減

養育者が前向きに育児に取り組むためには、育児に疲れたとき、ほんの少しの時間であっても子どもと離れリフレッシュすることが必要であることから、一時預かりの充実を図ります。

(2) 待機児童対策

養育者の多様な働き方に応じた保育を充実させることにより、保育所待機児童の減少を目指します。

2 募集の概要

事業の趣旨・目的に基づき、養育者がリフレッシュや就労等のために必要なとき、その養育する乳幼児を、理由を問わず一時的に預かり、専用の保育室で保育を提供する事業者を募集します。

(1) 募集の事業類型

応募を行う際には、事業の類型、事業実施時間、定員を選択します。

事業類型		実施時間※
単独型	認可外保育施設（企業主導型を除く）を活用して、一時預かりを実施するもの	8 時間
		11 時間
併設型	小規模保育事業の実施場所に併設された認可外保育施設（企業主導型を除く）で一時預かりを実施するもの	8 時間
		11 時間

※ 8 時間実施施設：月曜から金曜の午前 8 時 30 分から午前 9 時までに開始し、連続した 8 時間以上保育を実施する施設

11 時間実施施設：月曜から金曜の午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までに開始し、連続した 11 時間以上保育を実施する施設

(2) 募集予定数

10 か所程度 ※ただし、地域バランス等を考慮の上、予算の範囲内で選定します。

【募集対象地域】

- 優先地域及び望ましい地域については、指定された駅周辺の概ね 1 キロ以内の範囲の場所で申請してください。
- 既存施設（実施施設一覧を参照ください。）の周辺地域で申請する場合は、既存施設から半径距離 500m より離れた場所で申請してください。ただし、桜木町駅、横浜駅、戸塚駅周辺の施設については、既存施設から半径距離 500m 以内も申請対象とします。
- 優先地域、望ましい地域、その他の順で優先しますが、地域だけをもって選定されるわけではありません。

優先地域	磯子区全域（特に磯子駅、新杉田駅、杉田駅、根岸駅、屏風浦駅、洋光台駅周辺が望ましいですが、その他の磯子区内での申請も優先地域とします。）			
望ましい地域	神奈川区：片倉町駅	西区：横浜駅	中区：桜木町駅、関内駅、石川町駅	港南区：上大岡駅
	保土ヶ谷区：保土ヶ谷駅	港北区：新横浜駅、日吉本町駅、綱島駅、妙蓮寺駅	栄区：大船駅	戸塚区：戸塚駅、東戸塚駅
その他	優先地域及び望ましい地域以外の市内			

3 公募選定の趣旨

本事業の実施には「子育てをする家庭を支援する視点、資質、能力」、「子どもの預かりを安全・適切に行える能力」及び「創意工夫し安定的・効率的な事業実施を行える能力」が必要です。

このため、広く事業者を公募し、事業を行う資質、能力を有し、適切な事業計画の提案のあった事業者を選定します。

選定に当たっては、応募者の提出する事業計画書の審査及び応募者のプレゼンテーション等を通じて、事業者の資質、能力及び事業計画について評価を行います。

4 公募の条件

この事業は、【別紙6】横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱に基づき実施します。同要綱及び以下に示す公募条件等を熟読、理解の上、申請してください。

(1) 事業者の条件

事業者は次の条件全てに該当する団体または個人とします。

ア 次の(ア)・(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 令和7年8月1日現在において、横浜市内で認可外保育施設設置届を提出後、概ね1年6か月以上継続して運営していること。かつ、令和7年8月1日現在において、就学前児童の一時預かりを実施した実績を有していること。

(イ) 令和7年8月1日現在において、横浜市内で認可保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を概ね1年6か月以上継続して運営していること。

(認可外保育施設から認可保育所又は小規模保育事業に移行した場合は、認可外保育施設の運営期間を通算できる。)

イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

ウ 本人又は団体の代表者及び主たる構成員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

エ 次の(ア)・(イ)・(ウ)に該当しないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(イ) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの

(ウ) 法人格を持たない団体又は個人にあっては、代表者または本人が暴力団員に該当するもの

オ 市税を滞納していないこと。

(2) 実施場所の条件

ア 市全体の配置バランスの観点から、優先地域、望ましい地域、その他の順で優先しますが、地域だけをもって選定されるわけではありません。

イ 既存の実施施設から半径500m以内にある施設は応募できません。ただし、以下のいずれかに該当する施設は、半径約500m以内の施設であっても応募できます。

(ア) 優先地域内の施設

(イ) 横浜保育室から小規模保育事業に移行し併設型で実施する施設(横浜保育室を平成30年4月1日時点で設置していた場所で実施する場合に限る(移行済施設を含む))

既存の実施施設一覧

施設名	施設所在地	最寄り駅
一時預かりのおへやここ・はっぴい	青葉区新石川 2-14-2	あざみ野
子どもミニデイサービスまーぶる	青葉区市ケ尾町 1167-3	市が尾
パレット一時預かり保育室なないろ	青葉区榎が丘 14-3	青葉台
ピノキオ保育園藤が丘園	青葉区藤が丘 2-4-8	藤が丘
まんまるーむ	青葉区奈良町 1566-24	こどもの国
一時預かりスマイルキッズ	旭区二俣川 1-2-1	二俣川
おひさまぼかぼか	旭区柏町 127	南万騎が原
認可外保育室ひまわり	泉区中田南 1-19-13	踊場
鳩の森愛の詩ともとものおうち	泉区和泉町 6214-1	いずみ野
鳩の森愛の詩ともとものおうちいずみ中央	泉区和泉中央南 5-4-11	いずみ中央
SKY KID 保育園一時保育室	神奈川区大口通 80	大口
スターチャイルド《横浜一時預かり》	神奈川区鶴屋町 1-66-9	横浜
ソレイユ保育園	神奈川区西神奈川 1-2-2	東神奈川
BeeKidsClub 金沢文庫園	金沢区釜利谷東 2-17-7	金沢文庫
一時預かり保育室 あおば	港南区港南台 5-19-15	港南台
くじら保育園	港北区下田町 5-29-23	高田
港北子育て支援ワーカーズコレクティブ ココット	港北区日吉 5-24-33	※
港北子育て支援ワーカーズコレクティブ ぼけっと	港北区新羽町 868	新羽
託児室あいあい	港北区篠原西町 18-17	岸根公園
みらいきつずなないろ	港北区綱島東 2-2-14	綱島
OYAKO CLUB チューリップ保育室	栄区小菅ヶ谷 1-22-2	本郷台
保育ルーム「ばおばぶ」	瀬谷区三ツ境 5-5	三ツ境
子育て子育て支援センター一時保育さんぽ	都筑区荏田南 5-8-13	センター南
子育て子育て支援センターぽっぽ	都筑区中川中央 1-39-11	センター北
どろんこぶた	都筑区池辺町 4328	鴨居
フェアリーランド横浜仲町台	都筑区仲町台 1-3-7	仲町台
まめっこひろば	鶴見区北寺尾 6-30-12	※
実遊保育園つるみ一時保育室	鶴見区豊岡町 21-18	鶴見
ケイキルーム メリア	戸塚区矢部町 74	戸塚
ケイキルーム モアナ	戸塚区戸塚町 10	戸塚
キッズパートナー横浜市役所一時保育室	中区本町 6-50-10	馬車道
徳育キッズビレッジ山下町	中区山下町 134	元町・中華街
はーと保育園	西区中央 1-31-6	戸部
ひよこの保育室	西区浅間町 1-17-2	横浜
ぎんがむら HOUSE	保土ヶ谷区坂本町 68-1	上星川
子どもの家ままのて	緑区中山 1-23-11	中山
十日市場ひよこ園	緑区十日市場町 801-8	十日市場
緑子育て支援ワーカーズコレクティブ ほっぺ	緑区十日市場町 840-3	十日市場
つくしんぼ園	南区睦町 1-17-4	吉野町

※最寄り駅より、徒歩 15 分を超える場合は空欄にしています。

(3) 事業開始予定時期

令和 7 年度内（各月 1 日開所）または令和 8 年 4 月 1 日から事業開始できる事業者を募集します。

(4) 事業内容の規定

※国の基準等の変更により、事業開始後に規定が変更されることがあります。

保育時間	・ 8 時間実施施設：月～金 午前 8 時 30 分から午前 9 時までに開始し、連続した 8 時間以上(例：午前 9 時～午後 5 時) ・ 11 時間実施施設：月～金 午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までに開始し、連続した 11 時間以上(例：午前 8 時～午後 7 時)
休業日	・ 原則として、土曜・日曜・祝日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
利用限度	・ 児童 1 人あたり月 120 時間まで
利用料金	・ 1 時間あたり 300 円以下 なお、定額料金(利用回数や利用日数などに応じた料金)を設定する場合でも、1 時間あたり 300 円を超えてはならない。 ・ 登録料・入園金等、利用料以外の料金は徴収してはならない。 ・ 給食費、おやつ代等の実費相当額を別に徴収することができる。
定期的利用	・ 毎週定期的、継続的に利用する利用者のため、利用予約を入れる対象とできる数は、全定員数の概ね 3 分の 1 以下とする。ただし、受入状況に余裕がある場合は、市と協議の上、全定員数の概ね 2 分の 1 までを定期的利用とすることができる。
施設長（事業責任者）	・ 保育への従事の有無に関わらず、開所後 1 年間は、園の円滑な運営及び養育者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則認められない。
保育責任者	・ 常勤（1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務）の保育資格を有するものを 1 名以上置かなければならない。（施設長が兼ねることもできる。）
保育従事者	・ 年齢に関わらず、対象児童 3 人に対して 1 人。利用人数にかかわらず、常時少なくとも保育士 1 人を含む 2 人を配置すること。
有資格者	・ 必要となる保育従事者の 1 / 2 以上を保育士とすること。 ・ 保育士の資格を有しない保育従事者については、(10) のとおり子育て支援員研修を修了してから、事業に従事すること。
予約受付方法等	・ 横浜市一時預かり・病児保育WEB予約システム上で利用予約の受付を行い、利用実績の報告も行うこと。

(5) 設備基準

保育室の区画	・ 乳児の保育場所と幼児の保育場所が区画されていること。
保育室の面積	・ 児童 1 人当たり、3.3 m²以上の面積を確保すること。
採光・換気等	・ 児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意が払われていること。
非常災害防止	・ 消火用具、非常口など、必要な設備が設けられていること。
耐震等	・ 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。 ・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震診断を実施し問題がない建物又は耐震補強済の建物であること。）

(6) 保育内容

保育内容	・ 保育所保育指針に基づき、児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意すること。また、健全な心身の発達を促すため、健康状態、遊び、昼寝等により個別的な配慮をすること。
------	---

区との連携	・児童の健全な育成を図るため、養育者に対する支援が必要なときは、区と連携しながら養育者の子育ての負担感の軽減に努めること。
養育者との連携	・養育者と密接な連携を取り合い、保育内容につき、理解及び協力を得られるようにすること。
保健衛生	・必要な医薬品、その他の医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
健康診断等	・職員に対しては年1回、継続して保育している児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年2回健康診断を行うこと。 ・調理に携わる職員については、月1回以上検便を行うこと。

(7) 施設の条件

次のいずれかに該当する認可外保育施設を補助対象とします。ただし、横浜保育室において行う事業については補助対象事業としません。

ア 現に一時預かりを実施している認可外保育施設で申請する場合

(ア) 認可外保育施設の運営実績により申請する場合

- ・当該施設が、申請時点において認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されていること。
- ・当該施設が、申請年度の前年度及び前々年度の認可外保育施設立入調査を受けて、横浜市から改善指導を受けていないこと。又は、横浜市から改善指導を受けている場合は、その指導項目について改善措置がなされ、指導を受けた所在区の福祉保健センターの確認を受けていること。

(イ) 認可保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業の運営実績により申請する場合

- ・横浜市内で運営する全ての認可保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業において、直近の施設指導監査で、改善状況の文書報告を求められている指摘事項がないか、指摘事項の改善状況を文書で横浜市に報告し確認を受けていること。

イ 新たに開設する認可外保育施設で申請する場合

(ア) 認可外保育施設の運営実績により申請する場合

- ・市内の他の認可外保育施設で「ア 現に一時預かりを実施している認可外保育施設で申請する場合(ア)」と同様の実績を有すること。
- ・他に運営する認可外保育施設がある事業者については、横浜市内すべての施設において、申請時点で認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されており、直近の認可外保育施設立入調査を受けて、横浜市から改善指導を受けていないこと。又は、横浜市から改善指導を受けている場合は、その指導項目について改善措置がなされ、指導を受けた所在区の福祉保健センターの確認を受けていること。

(イ) 認可保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業の運営実績により申請する場合

- ・横浜市内で運営する全ての認可保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業において、直近の施設指導監査で、改善状況の文書報告を求められている指摘事項がないか、指摘事項の改善状況を文書で横浜市に報告し確認を受けていること。

(8) 認可外保育施設指導監督基準の遵守

施設の運営にあたって、この募集要項に記載のない事項については、認可外保育施設指導監督基準を遵守すること。

(9) 個人情報の保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うことになるため、横浜市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護に努めること。

(10) 研修の受講

事業を開始するにあたり、保育士の資格を有しない保育従事者については、以下の研修を受講すること。

【研修について】

子育て支援員研修(基本研修及び専門研修の一時預かり事業又は地域型保育)を事業開始前に受講すること。(未受講の場合、配置基準の対象にはなりません。)

事業類型ごとの条件

前述の共通事項に加えて、次の条件を満たすこと。

	単独型	併設型
施設の条件		事業開始時点で横浜市内で小規模保育事業を <u>実施</u> <u>予定の施設</u> に併設して事業を実施する施設（既存施設 との併設は対象外）
対象児童	横浜市内に居住する生後 57 日から小学校就学前までの児童 但し、地域のニーズ及び安全な保育の確保等のため、対象児童を生後 57 日から 3 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までに限定することも認める。	
定員	6 人～18 人 保育室の面積に応じて定員を決められることとし、申請時に設定する。	
その他	乳幼児一時預かり事業 の専用の保育室を設置す れば、それ以外のスペース で他の子育て支援事業を 実施することは可能	(1) 専用の保育室の設置 壁やスライディングウォールなどで、小規模保育 事業の保育スペースと区切り、それぞれの部屋で採 光等の基準を満たすこと。 (2) 避難経路の確保 二方向避難の経路を確保する際には、一方向が小 規模保育事業の保育スペースを通過する場合もこれ を認める。

5 補助金の考え方

(1) 補助対象経費及び補助金額

補助金額は、【別紙6】横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱の別表に規定する金額とします。

なお、補助金の支払いは概算払い(前金払い)としますが、補助金全額の一括支払いではなく、原則として四半期ごとに分割して支払います。また、年度末までの実績に応じて精算します。

【参考】補助金月額例

定員 15 名、稼働率 50%、家賃月額 250,000 円、新基準、1 日当たりの平均延べ預かり児童数 13 人(生後 57 日～6 か月未満児：1 人、6 か月以上～0 歳児：2 人をそれぞれ 3 時間ずつ) 預かる場合(月営業日 20 日)

	8 時間	11 時間
基本助成	718,500 円	1,021,200 円
家賃助成	225,000 円	
利用時間加算(※)	205,200 円 *@570 円×(8 時間×15 人× 50%－42 時間)×20 日	256,500 円 *@570 円×(11 時間×15 人× 50%－60 時間)×20 日
0 歳児加算	192,000 円 *@1,600×(3 時間×1 人)×20 日+@800×(3 時間×2 人)×20 日	
事務負担加算(※)	195,210 円	234,260 円
合計	1,535,910 円	1,928,960 円

※事務負担加算を除き、上記助成額は各月の利用実績により異なります。

【別紙6】横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱 別表 2、3、4 をご参照ください。

※上記の他、開設初年度に限り、開設に係る工事費や備品購入費用等を対象とした新規開設加算を交付します(上限あり、補助率 3/4)。また、補助上限額を超える部分については、事業者負担となります。詳細につきましては、【別紙6】横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱をご参照ください。

(2) 補助対象外経費

時間外や土日祝日の預かり、月の利用時間の上限枠を超えてしまった預かり時間数、市外からの利用者の預かり等の実績については、補助の対象とはなりません。

なお、自主事業として料金等を独自に設定し実施することは可能です。

(3) 補助の取り消し

横浜市補助金の交付に関する規則第 19 条第 1 項各号に該当するときは、補助金の交付の全部または一部を取り消すことがあります。

- 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- 補助金等を他の用途へ使用をしたとき。
- 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 規則第 24 条の規定に違反したとき。
- その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

6 事業者選定

(1) 選定の流れ

選定スケジュール	手続等
令和7年7月	募集要項公表 こども青少年局ホームページ掲載
募集要項公表～8月4日(月)午後5時	質疑の受付期間
8月19日(火)午前9時	申請受付開始
8月29日(金)午後5時	申請〆切
申請〆切～9月12日(金)	一次選考結果通知
9月中	実施予定施設の実地調査及び財務分析
10月22日(水)午後 (プレゼンテーションの詳細時間等は後日 お知らせします。)	選定委員会 (書類選考、プレゼンテーション等)
11月中	選定結果通知

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑を行うことができる者

本要項の「4 公募の条件」を満たす者

イ 質疑の方法

募集要項公表時から令和7年8月4日(月)午後5時まで、電子メールにより受け付けます。
来庁及び電話による問い合わせには一切応じられません。【別紙1】の質疑票に、質疑の要旨を簡潔にまとめて次のアドレスへ送信してください。なお、すでに募集要項や補助金要綱に記載されている事項の質疑については、メールにて回答することがあります。

質疑送付先 横浜市こども青少年局保育・教育運営課 担当 加藤、石田

電子メールアドレス kd-nyuyoji@city.yokohama.lg.jp

ウ 回答

提出された質疑内容とその回答については、随時、横浜市こども青少年局ホームページで公表します(質問者の個人情報公表しません)。

質疑への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

横浜市こども青少年局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate->

[kyoiku/kosodateshien/azukari/nyuyoji-ichiji/R7nyuyoji-bosyu.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/azukari/nyuyoji-ichiji/R7nyuyoji-bosyu.html)



(3) 申請方法

次の方法により、申請書類を提出してください。

ア 提出書類

【別紙2】「申請に必要な書類一覧(確認表)」のとおり

イ 申請書類受付期間

令和7年8月19日(火)午前9時から令和7年8月29日(金)午後5時まで

※郵送の場合：当日消印有効、持参の場合：受付期間中に限る

ウ 申請書類提出方法(①、②ともに必須)

① 電子メールにてデータを送付 ② 郵送もしくは持参による申請書類一式(1部)

電子メールアドレス： kd-nyuyoji@city.yokohama.lg.jp

郵送・持ち込み先： 〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎13階

(こども青少年局保育・教育運営課)

持参の場合には、書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況によりお待ちいただくことがありますので、必ず事前に以下の問合せ先の担当と日程調整のうえ、お越しください。

エ 追加書類の提出

アの提出書類の他に、追加書類の提出を求める場合があります。

オ 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。但し、本市は提出書類を選定関係資料として一般の閲覧に供する等公開することがありますので、あらかじめご承知おきください。

上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

カ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

キ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

ク その他留意事項

(ア) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(イ) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。

- ・ 応募資格を有しないもの
- ・ 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

(ウ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(4) 選定方法

事業者の選定にあたっては、外部委員による選定委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をします。こども青少年局長は、委員会の評価の結果、意見を踏まえて、地域バランス等も考慮のうえ、事業者を選定します。同一の最寄り駅で複数の申請があった場合は、1事業者のみを採択する場合があります。

ア 選定基準

事業者の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 一時預かり事業を行う上での十分な知識、考え方、経験を有し、安全及び安定的、並びに効果的に事業を運営することができる事業者であること。
- (イ) 在宅子育て家庭の子育てに関する実態やその支援ニーズについて十分に理解があり、そのニーズに対して適切に対応していくことができる事業者であること。
- (ウ) 事業運営にあたり市及び関係機関との連携が図れる事業者であること。

イ 一次選考（書類選考）

申請数により、事業計画書をもとに書類選考を行います。

結果については、令和7年9月12日(金)までに別途通知いたします。

(お問い合わせにはお答えできません。全ての申請者に結果を通知します。)

ウ 実施予定施設の実地調査

本市職員が、選定委員会実施前に実施予定施設の実地調査を行います。実地調査の日時は、後日改めてご連絡します。

(ア) 実施日時

令和7年9月中 1時間程度

(イ) 訪問人数

3人程度

(ウ) その他

直接物件前へお伺いします。物件を簡単にご案内くださいますようお願いいたします。また、施設内外を写真撮影しますのでご了承ください。(審査資料以外の目的では使用しません。)

エ 財務分析

申請者から提出された財務状況を確認できる書類に基づき、中小企業診断士による財務分析を実施します。

この財務分析の結果、安定した施設経営が困難であると判断される場合には、選定委員会におけるプレゼンテーションを実施することなく、選定外となることがあります。

オ 選定委員会

学識経験者、保育関係者などを委員として予定しています。

(ア) プレゼンテーションの実施

選定委員会の評価にあたり、申請者は、委員会に対してプレゼンテーションを行っていただきます。なお、施設長予定者の出席は必須となります。

(イ) 留意事項

申請者が、法人の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

カ 評点が同点となった場合の措置

評点が同点の事業者があった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

キ 最低評価得点に達していない場合の措置

選定委員が採点した評点の合計が最低評価得点に達していない申請者については、順位にかかわらず選定しません。

ク 選定結果通知

選定結果(選定又は選定外の結果)は、全ての申請者へ文書により通知します。通知の時期は、令和7年11月中を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

なお、選定後、申請者都合により申請内容に変更が生じた場合、選定を取り消す場合があります。

ケ 選定結果の公表

選定状況の概要については、事業者の選定後、横浜市こども青少年局ホームページ等において公表します。

7 別添資料等

【別紙1】質疑票

【別紙2】申請に必要な書類一覧(確認表)

【別紙3】横浜市乳幼児一時預かり事業補助事業者選定申請書

【別紙4】役員等氏名一覧表

【別紙5】経路・現地写真

【別紙6】横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱

【別紙7】認可外保育施設指導監督基準

8 問合せ先

その他のお問合せについては、次にお願ひします。

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 担当者 加藤、石田

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎13階

電話：045-671-3564 FAX：045-664-5479

電子メールアドレス：kd-nyuyoji@city.yokohama.lg.jp